

「電動車いす」のことを 知ってください



大阪市福祉局
障がい者施策部障がい福祉課

も く じ

「電動車いす」のことを 知ってください	1
「電動車いす」の種類	2
「電動車いす」使用者の日常	3
「電動車いす」の正しい理解	5
「電動車いす」使用者への配慮をお願いします	6
「電動車いす」に関するQ&A	7
多様な「電動車いす」	8

「電動車いす」のことを 知ってください

電動車いすには、障がいのある人たちの
自立と社会参加への期待や思いが込められています！！

- 電動車いすは、障がい者にとって、自由に移動するための大切な手段です。
- 電動車いすによって、障がいのある人たちの行動範囲が飛躍的に拡大します。



この対応、どうでしょうか？

「危ないから、電源を切って介助者に押ししてもらってね」
「床が汚れるから、こちらの手動の車いすに乗り移ってください」
「乗り物（電動車いす）のまま店に入らないで！」



- 電動車いすは、道路交通法上は「歩行者」です。
- 電動車いすはとても重く、電源を切って介助者が押すことは通常はありません。*
- 電動車いすは、単に移動するための道具ではなく、使う人の身体の一部といっても過言ではなく、他の車いすに乗り移ることも通常はありません。

※簡易型電動車いすの場合、手動に切り替えて介助者が押すこともあります。

☆ここがポイント☆

電動車いすが危険であると決めつけ、排除するようなことがあってはなりません。

必要な配慮は一人ひとり違います。様々な場面でどのように配慮すれば障がいのある人も安全に、平等に利用できるのか、共に考える姿勢が大切です。

電動車いすでの利用について、何らかの不都合がある場合は、その理由を丁寧に説明し、ご本人と対話することが大切です。ご本人との十分な対話を心がけましょう。

「電動車いす」の種類

①ジョイスティック型（普通型）



- ジョイスティックレバー1本で前進・後進・停止などが可能です。
- 大容量のバッテリーとハイパワーのモーターにより、走行距離が長く、坂道や段差でも安心して走行できます。
- ほぼその場回転に近い小回りが可能、屋内外とも使用できます。



※ジョイスティックを倒す角度で方向や速度を調整

②簡易型（切替式・アシスト式）：手動車いすに電動ユニットを装着



- 普通型に比べ軽量で、折り畳みが可能なものが多く、バッテリーをはずしてタクシー等のトランクに収納することも可能です。
- バッテリーを装着したまま、車いすを折り畳む事ができる。バッテリーの重量は3～4kg程度。乗用車などに積載する時は、バッテリーを取り外すことができます。

③ハンドル型（電動三輪・四輪車）



- 比較的大きなものもあり、バイク等の乗り物と同じと間違えられたり、小回りが利きにくそうに見えるため、店舗や交通機関の利用を拒否されることもあります。前進・後進の切り替えで方向転換することができます。

- 日本では下半身が不自由な高齢者が多く使用しており、「シニアカー」「電動カート」とも呼ばれています。

●これまで新幹線等への乗車が厳しく制限されており、海外からの利用者等は全く乗車できませんでしたが、海外における利用ルールなどを考慮し、基本的※にはハンドル型電動車いすも、新幹線等に自由に乗車できるようになりました。（※一定の構造要件あり）

「電動車いす」使用者の日常

- 電動車いすは、障がい者が本人の意思で自由に移動できる手段として開発されました。
電動車いすによって行動範囲や生活の幅が飛躍的に広がります。
- 日常的に使用するためバッテリーの容量も大きく、丸1日動き回っても大丈夫です。
- 電動車いすは姿勢を維持しにくい方でも使用できるよう、体型や身体的特徴に応じてきめ細やかに設計されており、その仕様は様々です。
- 電動車いすは、単に移動するための道具ではなく、使う人の身体の一部といっても過言ではなく、通常、他の車いすに乗り換えることもありません。
- 電動車いすの操作は使用する人が自ら行います。付き添い介助が必要な場合には、介助者が同行しますが、手動に切り替えて介助者が押すことは通常ありません。

電動車いすでの生活風景（屋内）



デスクワークも電動車いすに乗ったまま！



室内の様子。寝ている時以外はほぼ電動車いすに乗っています。

前輪駆動でかなり狭いところでもスイスイぶつかることなく動けます。

電動車いすがなければ、身動きが取れません。



お店では、既設のいすを外して電動車いすのままテーブルに！

重度の障がい者の多くは家の中も、外出中もずっと電動車いすに乗ったままです。

褥瘡（じょくそう）になりにくいタイプのシートを使ったり、リクライニングやティルト（傾ける）の機能を付けたりと工夫しています。



「電動車いす」使用者の日常

電動車いすでの生活風景（外出）



外出時、手が届かない場面では、介助者やお店の人の支援が必要です。

雨が降っていても専用のカッパを着て外出します。



新幹線にも車いすスペースがあります。



鉄道の駅では、幅の広い改札を通り、乗車の際には、駅員に段差を解消するための簡易スロープを設置してもらいます。



電車内の車いすスペース

大阪市は、障がいをもととする差別の解消に向け、「電動車いす」の理解を深める啓発に取り組んでいます。

「電動車いす」の正しい理解

電動車いすは危なくないの??

⇒ 電動車いすを使用する障がい者は、日常的に使用し、使い慣れているので、物や他の人にぶつかったりすることはほとんどありません。

歩行者よりわずかに速いですが、本人が操作スティックやハンドルから手を離すだけですぐに停止しますので、決して危なくはありません。

たとえ人の多い所であっても、本人と相談して、他の人が誘導するなど本人が移動しやすいよう配慮していただければ大丈夫です。

他のお客さんに迷惑をかけるのでは??

⇒ 「電動車いすは危ない、迷惑」との考えから、利用を制限されることがよくありますが、電動車いすは、ほとんど音もせず、操作に注意を払っているため、他のお客さんに迷惑になることはありません。

押す人（介助者）が居れば、手動の車いすに乗り換えることもできる??

⇒ 電動車いすはその人の身体に合わせて作られており、一般的な手動の車いすでは姿勢の維持が困難であったりしますので、他の手動の車いすや座席への乗り換えを無理に求めないでください。また、介助者など本人以外の方が代りに操作することもできません。

電源を切って介助者が押すこともできる??

⇒ 電動車いすは、軽いものでは20kg程度から重いものでは200kgほどあります。重いものは持ち上げて移動したり、手動に切り替えて介助者が押すことは想定されておらず、緊急時以外はありえません。緊急時でも本人と相談して対応してください。

※簡易型電動車いすの場合、手動に切り替えて介助者が押すこともあります。

電動車いすでは乗り物に乗れない??

⇒ 電動車いすに乗ったまま、電車、ノンステップバスに乗車可能です。簡易型電動車いすは、折り畳んでタクシーなどに乗せることができます！バッテリー部分を外す必要のないタイプのものもあります。本人とよく対話してください。

飛行機に乗ることもできます。（バッテリー部分の取扱方法が決まっており、それに基づいて対応します。）

×こんな対応をしてはいけません×

- × 電動車いすの電源を切って手動に切り替えて、介助者が押すように求める。
- × 他の人に危険だから、床が汚れるからと、手動車いすへの乗り換えを求める。
- × 入店をお断りしたり、貼紙などで受入れの拒否を表明する。
- × 受け入れる条件として介助者の付き添いを求める。

「電動車いす」使用者への配慮をお願いします

電動車いす使用者は、バリアフリーな場所での移動は容易ですが、生活の様々な場面において、困ることが多くあります。必要な配慮は、人によって違います。場面に応じて適切で丁寧な配慮ができるよう、本人に確認しながら対応しましょう。

(困った場面の例 ⇒ 配慮の例)

段差があると越えられない。

⇒ 簡易のスロープを渡す。エレベーターの場所を案内する。など

高いところにある商品を取れない。

⇒ 店員が店内を案内し、買い物の手助けをする。

本人の代わりに店員を呼ぶ。高い場所にある商品を取ってあげる。

困っていないか、手助けできることがないか、声掛けをする。など

店内が狭くて電動車いすが通れない。

⇒ 商品の配列を変更して、通路や入口を広くする。

店員がその場におらず、手助けしてもらえない。

⇒ 店員がいない場合でも、他のお客様などに手助けいただけるよう貼紙などの表示や、呼び出しボタンを設置するなどの配慮をお願いします。

電動車いすのまま利用できるテーブルを他のお客様が使っていて利用できない。

⇒ 店員がそのお客様に了解をとったうえで席を替わっていただく。

固定いすしかなく、電動車いすのままテーブルにつけない。

⇒ 移動可能ないすを設置しスペースを空けるなど、ご協力をお願いします。

バッテリーが切れてしまった場合は…。

⇒ フル充電で丸1日は稼働できますが、外出途中などでバッテリーの残量が少なくなってしまった場合は、充電できるようご協力をお願いします。

(通常のコンセントから充電が可能で、電気代もほとんどかかりません。)

「東京2020オリンピック・パラリンピック」「インバウンド」への対応

- ▶ 大阪にはすでに多くの外国人観光客が訪れ、電動車いす使用者も増えています。
- ▶ 海外の電動車いすはジョイスティック型とハンドル型の区別はなく、対応に差はありません。
- ▶ 時速10~12km程度のものが主流で、速度制限を設けていない国が多いようです。
- ▶ もちろん、スピードが出るからといって、人混みの中を高速では走っていません。

大阪市は、障がいを理由とする差別の解消に向け、「電動車いす」の理解を深める啓発に取り組んでいます。

「電動車いす」に関するQ&A

- 電動車いすの安全性は？

市町村が支給する電動車いすは「障害者総合支援法に基づく補装具」であり、支給条件には、「安全走行に支障がないと判断される」等が定められています。また、安全を確保するための操作訓練等も実施したうえで支給しており、危険なことはありません。

- 電動車いすは「車両」ではないのですか？

電動車いすは、道路交通法では「身体障がい者用の車いす」＝「歩行者」として取り扱われており、スピードは歩行者よりわずかに速いですが、「車両」ではありません。

- シニアカーと電動車いすの違いは何ですか？

いわゆるシニアカーも電動車いすの一種です。車体が比較的大きいため、乗り物と間違えて拒否されることもあります。拒否することなく他の電動車いすと同様に対応することが必要です。どのように対応すればよいか、本人と相談してください。

- 和室をご利用いただく場合、電動車いすはどのように対応したらいいですか？

電動車いすの車輪を拭いてそのままあがる、あるいは畳にビニールシートや段ボールを敷いて、電動車いすの通路を確保する方法があります。

- お店の構造上、電動車いすが入店できない場合はどうしたらいいですか？

入口に段差や溝がある場合は、スロープや渡し板を置いたり、何人かで少し持ち上げることで乗り越えられます。階段の場合は、従業員用や荷物用のエレベーターなどがあるなら積極的に利用してください。どうしても入店が困難な場合は、その事情をわかりやすく説明し、希望する商品を店員が運んでくるなどの方法を本人と一緒に考えてください。

- 電動車いすの方が乗り物や施設などを利用する際に、座席に移ってもらう必要がある（代替手段がない）場合は、どのように説明したらいいですか？

電動車いすを使用する方は、その電動車いすでなければならない理由があることをまずご理解ください。その上で、どうしても座席に移っていただく必要がある場合は、人の支えがあれば乗り移りが可能かも含めて、本人と対話して一緒に考えてください。

多様な「電動車いす」

- 電動車いすは、使用する人の体型や身体的特徴に合わせて調製しますので、「オーダーメイド」のものやオリジナルパーツを取り付けたもの等、**様々な形式のものがあります。**
- 一見して大きく見えるから「利用できない」と思い込むのではなく、その電動車いすのことを一番よく知っている障がい者本人（あるいは同行の介助者）に、どうすれば「利用できるのか」確認することが大切です。

- ティルト式：電動で座席をティルトする（傾ける）ことができます。



（走行時）



（ティルト中）



（ティルト大）

※ティルト角を大きくする事で、座部の体圧を背部にも分散する事ができ、体のズレ防止の効果もあります。

- 上下タイプ（電動リフト式）：電動で座席を上昇と下降ができます。



（走行時）



（下）



（上）

※高所での作業から床面への移動も容易となります。立ち上がりの補助にも使用されることがあります。

● チンコントロールタイプ：

- ・ あごで操作できます。
- ・ 脊髄損傷の方などが使用しています。
- ・ 背パイプ側からチンアームを固定して、あご操作用の操作ボックスを固定します。
- ・ 操作方法はジョイスティックと同じですが、操作レバーがあご仕様に変更されています。



● 6輪タイプ



● 前輪駆動タイプ



● ハンドル型（コンパクト）



※折り畳みが可能

- ・ 「6輪タイプ」は、駆動輪がほぼ中央にあるので少ないスペースで回転することができ、70cm 幅の廊下を曲がることのできるものもあります。

☆ 結 び に ☆

- ・ 障がいがあるから利用できなくても仕方がないのでしょうか？
- ・ 障がいがあってもなくても、誰もがともに生きられる社会をめざさなければなりません。
- ・ 「電動車いすは危ない、迷惑」との発想で障がいのある人の利用を拒否するのではなく、どのようにすれば他の人と同じように利用できるのか、一緒に考えてください。
- ・ 段差の解消など施設の整備は、すぐにはできないかもしれません。でも、ちょっとした工夫があればうまくいくことも多く、知恵を絞ってみんなで考えれば、きっと解決できるはずです。
- ・ 2016年に障害者差別解消法が施行されました。電動車いすとその使用者への理解がより一層深まり、あらゆる場面で受け入れられる共生社会が、一日も早く実現することを期待します。

大阪市は、障がいを理由とする差別の解消に向け、「電動車いす」の理解を深める啓発に取り組んでいます。

「電動車いす」のことを 知ってください

- 編 集 大阪市障がい者差別解消支援地域協議部会
- 発 行 大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課
〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20
電話 (06)6208-8075 FAX (06)6202-6962
- 大阪市ホームページ
「障がいを理由とする差別の解消の推進に向けて」
<http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000340671.html>

平成 30 (2018) 年 12 月発行

〔第2版 平成 31 (2019) 年 1 月〕